

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康増進法施行規則第4条の2第1号から第3号まで及び第6号に基づくがん検診等を行う。 ・住民基本台帳を基に対象者の抽出 ・対象者への検診受診券の交付及び再交付 ・医療機関(医師会とりまとめ)より検診結果を受領 ・検診結果を健康管理システムへデータ入力し、管理 ・検診結果を国が管理する中間サーバーへ連携</p> <p>【対象の検診】 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 肝炎ウイルス検診 骨粗しょう症検診 歯周疾患検診</p>
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種検診結果	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	地域保健担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区役所 福祉保健部健康推進課健診事業係 03-3546-5397
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認する。 ・手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月15日	II - 1	2022/4/1	2023/4/1		
令和5年9月15日	II - 2	2022/4/1	2023/4/1		
令和6年9月18日	I - 3	・番号法第9条第1項及び別表第一の76項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項	事後	
令和6年9月18日	I - 4②	<情報照会> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 <情報提供> ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	
令和6年9月18日	I - 5①	福祉保健部管理課	福祉保健部健康推進課	事後	
令和6年9月18日	I - 5②	管理課長	地域保健担当課長	事後	
令和6年9月18日	II - 1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II - 2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		人手を介在させる局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認する。 ・手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区役所 福祉保健部健康推進課健診事業係 03-3546-5397	事後	